

令和7年度 飛騨市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

飛騨市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を、次のとおり定める。

1 適用範囲

この調達方針は、市の全ての機関が物品及び役務（以下、「物品等」という。）を調達する場合に適用する。

2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象は、法第2条第4項に規定する以下の障害者就労施設等とする。

①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等

- ・障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型、B型）
- ・小規模作業所
- ・日中一時支援事業所

②在宅就業障害者等

- ・自宅において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ・在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

3 調達対象となる物品等

調達対象となる物品等は下記のとおりとする。

(1)物品

- ・農産物（花苗、球根等）
- ・賞状額
- ・弔意台紙
- ・封筒（リサイクル封筒含む）
- ・記念品類（アクセサリー、タオル・ハンカチ類等）
- ・その他施設等が供給可能な物品

(2)役務

- ・清掃作業
- ・草刈業務
- ・その他施設等が提供可能な役務

4 達成目標

令和7年度の達成目標金額は、物品250万円、役務250万円の計500万円とする。

5 調達方針及び実績の公表

法第9条の規定に基づき、毎年度の物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務事業の予定を勘案して調達の推進を図るための方針を作成し、市ホームページにて公表するものとする。

調達実績については、会計年度終了後、速やかに実績の概要を取りまとめ、市ホームページにて公表するものとする。

6 その他物品の調達の推進に関する事項

(1)庁舎内の体制

施設等からの物品等の調達については、各部等において積極的に取り組む。

(2)情報の共有

施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、その情報を組織全体で共有し、可能な限り優先調達に努める。

(3)発注予定の情報発信

発注予定の物品等について、対象になりうる物品等については、施設等に随時積極的にその情報を発信する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、市民福祉部総合福祉課とする。